

平成27年12月

篠栗町議会第4回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月3日(木)～11日(金) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	3	木	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
第2日	12	4	金	考 案 日		
第3日	12	5	土	休 会		閉 庁
第4日	12	6	日	休 会		閉 庁
第5日	12	7	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	12	8	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	12	9	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	12	10	木	予 備 日		
第9日	12	11	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成27年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成27年12月3日(火) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 12番 , 1番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
63	篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例の制定 について	総務建設 常任委員会
64	篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
65	篠栗町債権管理条例の制定について	総務建設 常任委員会
66	篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	文教厚生 常任委員会
67	篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
68	篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
69	篠栗町立栗の子保育園の民営化に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について	文教厚生 常任委員会
70	平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
71	平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)に ついて	予算 特別委員会
72	平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) について	予算 特別委員会
73	平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第 2号)について	予算 特別委員会

平成27年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成27年12月7日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	7番	横山 久義	議員
2.	12番	荒牧 泰範	議員
3.	8番	大楠 英志	議員
4.	4番	山田 眞士	議員
5.	2番	田辺 弘之	議員

平成27年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成27年12月11日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第63号 篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例の制定について
- 第2, 議案第64号 篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第65号 篠栗町債権管理条例の制定について
- 第4, 議案第66号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第67号 篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第68号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第69号 篠栗町立栗の子保育園の民営化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第8, 議案第70号 平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について
- 第9, 議案第71号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第10, 議案第72号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 第11, 議案第73号 平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第12, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成27年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月3日(開会)

平成27年 第4回 定例会 会議録

日時 平成27年12月3日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園 長	阿 部 正 博	産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) 皆様、おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、平成27年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、各常任委員会の閉会中の調査結果は、メールで送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、12番 荒牧泰範議員、1番 古屋宏治議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から12月11日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第63号から議案第73号までの計11議案でございます。

それでは、議案第63号から議案第73号までを一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 皆様おはようございます。

本日、平成27年第4回の定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

提案理由をご説明する前に少しお時間をいただきまして、第3回定例会以降の諸情勢についてご報告申し上げます。

10月7日に第3次安倍改造内閣がスタートいたしました。

その所信表明といえる同日の記者会見において「少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持する。そして、高齢者も若者も、女性も男性も、難病や

障がいのある方も、誰もが今よりももう一歩前へ踏み出すことのできる社会をつくる。一億総活躍という輝かしい未来を切り開くため、安倍内閣は新しい挑戦を始めます。

戦後最大のGDP600兆円の実現、希望出生率1.8、介護離職ゼロ。この3つの大きな目標に向かって、新しい三本の矢を力強く放つ。そのための強固な体制を整えることができたと考えております。」と力強く宣言いたしました。

新三本の矢といわれる政策、即「第一の矢：希望を生み出す強い経済」、「第二の矢：夢をつむぐ子育て支援」、「第三の矢：安心につながる社会保障」によって少子高齢化に直面したわが国経済の活性化を図り、包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環を実現しようというものであります。

まず、第一の矢の的：GDP600兆円の実現が第二の矢の的、第三の矢の的を実現する財政的裏づけとなることはいうまでもありません。私たち国民もその推移に関心を持って見守りましょう。

第3次安倍改造内閣がスタートした前日の10月6日にTPP（環太平洋パートナーシップ協定）が大筋合意に達したとの報道がありました。粕屋の地元においては農協を中心に断固反対の声がまだ根強いようございますが、篠栗町のように決して規模の大きくない農家にとっても、智慧の出しようによっては海外との農産物取引において大きな成果を生む可能性を秘めた大筋合意であることから、行政といたしましても、生産者や業者の後押しができるよう、今後も勉強してまいりたいと考えております。

さて、いよいよ「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が完成いたしました。平成27年度初めに、政府から国が示す「長期ビジョン・総合戦略」を踏まえて「地方人口ビジョン・地方版総合戦略」の策定を努力義務と前置きした上で、全国の自治体に策定するよう、示達されました。特色ある実行可能な戦略を立てて、計画的に実行する自治体に交付金を用意するとの内容でありました。私は、それならばこの機会に篠栗町独自の戦略を策定し実行することで、国の求める自立した地方自治体としての新たな一歩を踏み出したいと考えました。

近畿大学の日高健教授を会長にお迎えしての、6回にわたる総合戦略審議会において練り上げられた今回の「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国に倣って4つの基本目標・数値目標を掲げましたが、やはりわが町にとって今後一番の課題である「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」基本目標第3ですが、ここに厚みを持たせた内容といたしました。

「子育て世帯の移住並びに定住化：子育て世帯の増加数300世帯増」を達成することが、2060年に総人口29,000人を維持する肝になると信じております。

一方で、創生総合戦略には具体的目標として掲げておりませんが、これまでの長年の政策によって篠栗町にお住まいの元気な高齢者が、これからも住みやすさと幸福感を味わってもらえるよう、高齢者福祉政策を維持・継続いたします。そのために、他地域からの企業誘致による税収増加や雇用の拡大、結果としての自主財源としての歳入を増やし、これからおとずれる更なる高齢者の増加を担っていけるまちづくりをしたいと考えております。これはある意味、自治をしっかりと確立していくという篠栗町の『自立宣言』であろうかと思えます。国が求める地方創生という政策でありつつも、町らしさをしっかりと形づくる、『地方ガバメントとしての自治』を確立するための新たなスタートにしたいという思いであります。これから2019年までの4年3か月というのは、2060年の人口ビジョンを達成するための大きなきっかけづくりであるということを十分に認識して実行に移してまいりたいと考えております。

去る10月5日に、今泉正敏社会福祉協議会会長が「平成27年度市町村議会議長総務大臣表彰」を受賞されました。3期12年にわたり篠栗町議会議長を務められ、地方自治の発展に功労があったとして高市総務大臣から表彰されたものですが、このことは篠栗町議会のみならず、篠栗町にとっても大変名誉なことであると考えます。心からお祝い申し上げます。

また、11月19日に赤十字事業に功績があったとして、私が銀色有功章をいただきました。これは篠栗町が日本赤十字の支部として長年にわたり行政区を通じてお願いした募金を、日本赤十字社福岡県支部へ寄付し続けたことによるものであります。当日は、日本赤十字社名誉副総裁 常陸宮妃殿下から直々に授かりました。篠栗町にとって大変名誉なことでありましたのでご報告いたしますとともに、長年にわたりご協力いただきました町民の皆様に感謝申し上げます。

12月1日から従業員50人以上の企業による従業員のストレスチェックの義務化がスタートいたしました。同日の西日本新聞に大きく特集が組まれておりましたが、働く人の「心の健康診断」となる制度のスタートであります。同社説には「厚生労働省の調査では、労働者の5割から6割が仕事に強い不安や悩みを抱えながら働いている。勤務上の問題を原因に自殺する人も年間2,000人を超えているという。うつ病などのメンタル疾患を未然に防ぐ端緒となる制度で、従業員に受ける

義務はないが実効性を高め、普及させたい。」とあります。

こうした企業の従業員向けの取組みを下支えするのが森林セラピー基地の存在でありまして、労働者の心の健康を守るため「森の力で心のケアを」と企業の厚生会や従業員組合等に大いにセールスしてまいりたいと考えております。そのスタートとして明日12月4日に天神で「メンタルヘルス対策に森林セラピーを取り入れてみませんか。」という趣旨のイベントを開催いたします。

森の案内人を中心にこれまで地道に経験を積んできた森林セラピー事業が広く認知される時機が到来したと期待しております。

最後に、『篠栗町の更なる自立』のために「自分たちの町のまちづくりは自分たちの手でという自治意識による行動とその結果の積み重ね」を信じて、職員一同、町民の皆様とともに頑張ってまいり所存でございます。

今後とも議員各位の熱いご支援とご助言を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、第3回定例会以降の諸情勢をご報告いたしました。

それでは、提案理由を説明いたします。

本定例会に提案しております議案は、議案第63号から議案第73号までの11議案であります。

議案第63号は、「篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例の制定について」であります。

本議案は、九大演習林の跡地の購入用地を産業団地に整備するにあたり、事業の円滑な運営と経費の適正を図るために本条例を制定するものであります。

議案第64号は、「篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、新たな行政課題や多様化する住民のニーズに即応し、住民満足度の高い行政サービスの提供が可能な組織とするため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、収納業務の一元化を図るため収納課をあらたに設置するとともに、こども育成課を教育委員会へ移管することにより、教育と子育て施策の連携を図るものであります。

また、収納課の新設に伴い篠栗町議会委員会条例の一部改正、組織再編に伴い篠栗町職員定数条例の一部改正も併せて行うものであります。

議案第65号は、「篠栗町債権管理条例の制定について」であります。

本議案は、収納課の新設に伴う徴収業務の一元化にあたり、今まで各所管課において管理してきた債権についても一元的に管理する必要があるため、本条例を制定するものであります。

また、本条例の制定に伴い、篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例及び篠栗町立幼稚園条例の一部改正も併せて行うものであります。

議案第66号は、「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、福岡県介護保険広域連合事業計画に基づき、本条例に規定する附属機関に「篠栗町地域包括支援センター運営協議会」を追加する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第67号は、「篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたこと及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、当該条例である篠栗町税条例等の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、納税者の負担軽減及び早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく徴収猶予及び換価の猶予制度について所要の見直しを行うものであります。

議案第68号は、「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、平成28年1月1日に番号法が一部施行されることに伴い、住民へ交付される個人番号カードの再交付手数料に関する規定を追加する必要があること、また、住民基本台帳法の一部改正に伴い住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第69号は、「篠栗町立栗の子保育園の民営化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町立栗の子保育園が平成28年4月1日から民営化されることに伴い、関係条例を整理する必要があるため本条例を制定するものであります。

本条例により廃止が必要な条例は、「篠栗町立保育園設置条例」「篠栗町立栗の子保育園民営化検討委員会条例」「篠栗町立栗の子保育園運営法人選考委員会条例」の3条例であります。

また、一部改正が必要な条例は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」「篠栗町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例」「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例」の3条例であります。

議案第70号は、「平成27年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億1,464万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ、97億8,016万7,000円とするものであります。

主な歳入につきましては、国庫支出金において保育所運営費国庫負担金4,624万4,000円、県支出金において保育所運営費県費負担金2,312万2,000円、特別交付税において3,950万5,000円を増額補正するものであります。

主な歳出につきましては、まず、民生費におきまして、障害児保育事業補助金に1,065万6,000円、児童運営費委託料に9,217万円を追加計上するものであります。

衛生費におきましては、予防事業委託料に437万6,000円、教育費におきまして、勢門小学校教室改修工事に336万7,000円、諸支出金におきまして、後期高齢者医療特別会計繰出金に233万9,000円をそれぞれ追加計上するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、包括業務委託料として7億5,000万円、公共施設ガス供給業務として1,395万6,000円、庁舎環境衛生管理業務委託として93万3,000円、納税通知書ブッキング業務委託114万4,000円の債務負担行為を行うものであります。

次に、地方債の追加につきましては、施設整備事業債の借入限度額を160万円に、災害復旧事業債の借入限度額を40万円にそれぞれ変更するものであります。

議案第71号は、「平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、本年4月以降大幅な増加を続けております一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の補正により、歳入歳出それぞれ6,140万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ38億7,862万4,000円とするものであります。

次に、債務負担行為につきましては、レセプト点検業務委託料として、388万8,000円の債務負担行為を行うものであります。

議案第72号は、「平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」であります。

本議案は、平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、保険基盤安定負担金額の確定による補正をおこなうことにより、歳入歳出それぞれ233万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億420万5,000円とするものであります。

議案第73号は、「平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、起債の償還条件の確定に伴う補正により、第3条予算の支出に71万4,000円を減額し、第3条予算の支出総額を7億8,999万円、第4条予算の支出に1万円を追加し、第4条予算の支出総額を4億3,748万5,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億590万2,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいま提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

無いようですので質疑を終わります。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第63号から議案第73号までの11議案を一括議題といたします。

お諮りします。

議案第63号から議案第69号までの7議案につきましては、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に議案第70号から議案第73号までの補正予算については、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正・副委員長については、申し合わせにより、委員長は、6番 今長谷武和議員、副委員長は、5番 村瀬敬太郎議員です。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時25分

平成27年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月7日(一般質問)

平成27年 第4回 定例会 会議録

日時 平成27年12月7日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園長	阿 部 正 博	産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております一般質問通告書一覧、1ページの注意事項を熟読されまして、御協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は5名でございます。

質問時間は申し合わせにより、答弁を除き、1人30分以内とします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での、議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容は精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、横山久義議員。

通告数は1問です。

○議員（横山 久義） おはようございます。

議席番号7番、横山でございます。

多少、風邪気味でございますので、よろしくお話しときます。

産業廃棄物処理業者、大福が、クリーンパークわかすぎ西側に隣接して所有しておりました積みかえ保管施設に放置した大量の廃棄物に関して質問をいたします。

この件につきましては、3年前の平成24年の12月議会で一度質問させていただいております。

ですから、そのときから、今回の質問に至る経緯を、まず、簡単にお話ししたいと思います。

この施設は最終処分場ではなく、あくまでも、一時的に許可された処理の廃棄物を集積し、大型トラック等に積みかえて、最終処分場に運搬するための、施設として許可された施設であります。

したがいまして、当然、この施設に保管できる容量は定められていたわけですが、大福は、その取り決めを無視し、平成19年から21年にかけて、大量に積み上げた状態で放置した次第であります。

その後、大福は、監督官庁の福岡県から、嚴重注意、改善命令、そして、許可の取り消しをうけ、平成23年1月に廃掃法違反容疑で逮捕され、同、3月に有罪になっております。

廃棄物の種類は、県が調査を行った結果、がれき類、廃プラスチック類、木くずなどの、いわゆる建設系混合廃棄物で、建物の中に1万100m³、外部に3,500m³が放置され、このままでは、さまざまな危険が生じるおそれがあるため、福岡県に、行政代執行を含め、検討してもらおうよう、相談していると、町長は当時答弁されております。

その後、執行部から、議会がこの件に関して報告を受けたことはなかったと記憶しております。

平成26年2月21日付けの新聞報道で、放置された廃棄物の一部を大福に、正式な手続をせずに、業務を委託した建設業者に、自前で撤去するか、現場を管理している県産業廃棄物協会に負担金を支払うよう要請したことを知りました。

そして、記事では、この県指導による撤去作業は、26年中に、完了するとのことでありました。

ところが、撤去作業は終了したにもかかわらず、いっこうに執行部からの報告がないことから、現在の撤去状況等について、一般質問を行うため、11月20日に、通告書を事務局に提出した次第であります。

しかし、執行部も、この12月議会で説明する予定だったとのことで、11月24日にその旨を、事務局に伝えられたと聞いております。

本議会開会である12月3日に、担当課から詳しい内容説明を既に議会は受けておりますが、町民の皆様、とりわけ地元の皆様に知っていただくためにも、あえて質問をさせていただくことにいたしました。

それでは、質問に入ります。

先ほどお話ししましたように、県の指導により、大福と正式な手続をしないで委託契約を結んだ業者が、自主撤去を行い、その作業を完了しております。

そのことを踏まえ、次の質問を行います。

1つ、関係業者による自主撤去の期間について、お答えをお願いいたします。

2つ、この作業で実際に撤去された廃棄物の量と今なお残っている廃棄物の量に

ついてお答え願います。

3、残った廃棄物にアスベスト廃土が含まれている可能性がないと断言することはできません。

なぜなら、この業者は、計画倒産を行ったと考えられるからであります。

そうなると、取引料金が低いアスベスト廃土を、引き受けても不思議ではないと考えるからであります。

地元の皆さんを安心させるためにも、アスベスト関係の物質がないことを証明する必要があろうかと思えます。

そのための有効な調査等を行うべきだと考えます。

見解を求めます。

4、残りの廃棄物の処理や建物の撤去、あるいは将来の安心のため、関係する用地の買い上げ等、検討課題は山積しております。

今後の対応についてどのように考えておられるのか、お示しをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

ただいま御質問の、大福環境開発跡地の産業廃棄物について、私からまず答弁いたしますが、ただいま御質問の中にありましたように、町民の皆様は状況を理解していただくためにも、こうした一般質問の場でのやりとりというのは大変重要であらうかと思えますので、私どもからも、全協で説明した繰り返しになるかも知れませんが、御説明申し上げたいと思っております。

この問題は、クリーンパークの稼働延長に係る懸案事項でもございまして、須恵町外二ヶ町清掃施設組合から、その解決について、要請を受けていること、また、地域住民の皆様は安全のためにも、できるだけ速やかに廃棄物や建物の撤去を行いたいと考えているところでもございます。

詳細につきましては、まず担当課長から項目ごとに答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 都市整備課長。

○都市整備課長（三明 祐治） それでは、横山議員の「大福跡地の産業廃棄物に関する御質問」にお答えいたします。

念のために申し上げますが、この土地につきましては、平成18年に株式会社大福環境開発からカタカナの株式会社ダイフクに所有権移転登記をしておりますので、大量の廃棄物を放置したのもこの、カタカナのダイフクでございますので、申し上げます。

現在この土地につきましては、さらに別の会社に所有権移転がされておりますが、大量の廃棄物を放置した事業者がカタカナのダイフクですので、この業者の跡地ということで答弁いたします。

それでは順次、質問にお答えいたします。

まず、排出事業者の協力による自主撤去の期間についてのお尋ねであります。

県はダイフクとの廃棄物の処理委託契約の不備や、処理状況の確認を怠るなど、法令違反のあった排出事業者に対して、平成25年10月中旬から、自主撤去の協力要請を行い、横山議員のご案内のとおり、平成26年2月20日から撤去作業が開始され、平成27年3月31日をもって事業を終了しております。

次に、撤去された廃棄物の量と残存する廃棄物の量についての御質問であります。

当初、県は、廃棄物の量を1万3,600 m³と見込んでおりましたが、事業開始前の測定の結果は1万1,500 m³9,050 t ございました。

このうち8,300 m³、6,750 tがこの事業により撤去され、現在は土砂まじりの廃棄物3,200 m³、2,300 tが建物内でシートに覆われた形で残存しております。

次に、残存する廃棄物にアスベスト廃土が含まれているという話があるとのことでございます。

ここに放置された産業廃棄物は、がれき類、廃プラスチック類、木くずなどの建設系混合廃棄物ですので、アスベスト廃土とは、建築物の吹き付けアスベスト、アスベストを含有する保温材や断熱材等と解釈して答弁いたします。

まず、県の見解を申し上げます。

吹き付けアスベストを使用する建築物の解体については、平成9年から事前届け出・作業基準の遵守が義務づけられ、平成17年にはアスベスト含有の保温材や断熱材、耐火被覆材等も規制対象に追加され、それ以降は、アスベストが普通の建設廃材として処理されることはありません。

ダイフクにつきましては、平成19年1月から過剰保管が始まっておりますが、当時は既に、アスベストが使用された建築物の解体は規制されており、ダイフクの事業場に搬入されることはないとのことでございます。

また、県の職員は今回の撤去作業に当たり、毎日現場で作業状況の確認を行っていましたが、廃棄物の中に、アスベストやスレートのような非飛散性のアスベスト含有製品は確認されておられません。

したがいまして、町といたしましても、廃棄物の中にアスベストが含まれている可能性はないものと思っております。

なお、スレートのような非飛散性の石綿含有製品につきましては、その解体工事等における取り扱いについて一定の規制はありますが、最終的に安定型の最終処分場で処理されていることからわかるとおりの通常の取り扱いにおいてアスベストが飛散する恐れはありませんので、念のため申し添えておきます。

最後のご質問は、残った廃棄物やプレハブの撤去、土地の買い上げ等についてであります。

このご質問に関しましては、本定例会開会後の全員協議会におきまして、議員の皆様には御報告いたしました。一般質問でございますので、改めて御説明いたします。

最初にお断りしておきますが、御質問中のプレハブにつきましては、道路のすぐそばにプレハブの事務所がございますが、御質問の趣旨から、廃棄物が残置された大きな建物のことを指してあるものとしてお答えいたします。

ダイフク跡地につきましては、現在の土地所有者は1法人1個人の2名でございます。

この両名は、排出事業者責任に基づく廃棄物の撤去後に残存する廃棄物について、土地所有者の責任において撤去するよう、県から指導を受けております。

しかしながら、両者は、廃棄物を自ら撤去することや、撤去費用を拠出することが困難であることから、法人の方は所有する土地の全部と廃棄物が入った建物を、個人のほうは所有する土地のうち、建物が建っているところを含め、廃棄物が放置されていた部分について、篠栗町へ寄附することにより、問題を解決したい旨、相談を受けているところでございます。

この問題は、クリーンパークの稼働延長に係る懸案事項でもあり、須恵町外二ヶ町清掃施設組合から、その解決について要請を受けていること、また、現状では他の解決方法が見当たらないことから、土地所有者の申し出を受け入れ、当該土地と建物を取得した上で、清掃施設組合と連携を図りながら、廃棄物や建物の撤去を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員、再質問どうぞ。

○議員（横山 久義） 現在も、建物の中に、3,200 m³の廃棄物が残っていることとでございます。

そして、この建物所有者、あるいはまたこの放置された場所の所有者には、いわゆる、自分の力では、撤去する能力はないということで、ごみを含めてですね、町に寄附したいということだろうと思います。

まあ、簡単に言うतです。

このことは覚えてあるかどうかわかりませんが、3年前の質問で、私も一つの方法としてですね、最悪のときはそういうことでもして、早く撤去すべきじゃないかというふうに、提案をしておりますので、これについてはですね、私としては、異論はございません。

ただ、この撤去費用、どれくらいになるのかっていうのは今、大体5,000万ちょっとですかね。

ということとございますが、これはですね、町が負うよりか、クリーンパークに負ってもらうほうが筋じゃないかなということで、今後、クリーンパークとですね、協議を進めていただきたいと思います。

私が、今回、あえて質問させてもらったのは、アスベストのことがですね、万が一にもアスベストがたとえ少量であってもですね、混入した場合のことを考えたとき、取り返しのつかないことになりますので、質問したわけですが、今、答弁の中で心配ないということとございますが、私は、福岡県出身でございますが、県庁をですね、100%信用しておりません。

残念なことにですね。

ですから、というのが、アスベストっていうのはですね、目で見てわからないんですよ、アスベストが入ってる入ってないというのは、だから、そこまで県が言うんであったら、例えば、空気中の測定をして安心させるだとか、あるいはまた、これをアスベスト混りの土砂がもし、運搬した場合ですね、場合によってはそれが飛散すると、建物・天井に付着する可能性もあるわけですよ。

あるいはまた、側面の壁に付着する場合があります。

ただ、そういうものも、細かくですね、いわゆる検査をして、そして「ここもやりました」「これもやりましたよ」と、今、廃土というか、いわゆる、土砂が残ってるということですが、それについてもですね、こういう検査をやりましたというデータを示してですよ、あるいはまたその検査をやっている時の写真なりですね、物

もすべて公開してですよ、安心をさせるような方法をとるべきじゃないかなと思っております。

ですから、町のほうが、寄附を受けるということであると、県はもう自分たちの管轄じゃありませんということを行いますから、これは全て町のほうでですね、やはりあの、地元の皆さん方が、本当に安心してもらえるような形をね、とっていただきたいなと思っておりますが、それについてですね、その1点について見解を求めたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい。

三浦町長、答弁をお願いします。

○町長（三浦 正） ただいまの再質問について御答弁いたします。

「福岡県をそこまで信用してはいけないよ」というお話でもございましたけれども、今般の処理に当たっては、大変な御努力いただきましてですね、ここまで、県の指導で進んだってということにつきましては、素直に感謝申し上げ、県の御努力に敬意を表しているところでございます。

しかしながら、今御指摘がありましたように、まだ3,200㎡、それから、吹き飛びかねないような大きな建屋が残った状態で、寄附、採納を受けるという事態に至っていることも事実でございます。

これにつきましては、先般の前回の御質問のときにもございましたように、あるいは私ども、全協でもお話し申し上げましたように、クリーンパークの稼働延長に係る大事な課題でもございますので、今議会後、速やかに、私どもは両副組合長と本件も含めまして、須恵町長、粕屋町長と協議をする段取りをしているところでございます。

私どもの町としても、5,000万から6,000万かかるこの撤去費用を本町だけで担うということにつきましては、いささか問題もあろうかと思っておりますので、ご趣旨に沿うような形で、関係自治体と協議しながら、処分が進むように努力してまいりたいと思っております。

そうした中で、万が一にもアスベストがあった場合というのは心配じゃないかという御指摘もありましたので、現地調査を行う必要があるんじゃないかという御質問でございました。

これにつきましては、私ども担当課あるいはクリーンパークと協議しながらですね、もう少し、その必要性について、私どもも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） これは、質問ではございませんが、今回のことに限らずですね、執行部の方で、たとえ途中経過でも結構ですので、議会に説明する必要があるかなというふうに判断されたことはですね、できるだけ所管の委員会なり、全員協議会なり、そういうところですね、報告をお願いしたいと、そのことを、最後要望して終わります。

○議長（阿部 寛治） はい。

引き続きまして、質問順位 2 番 荒牧泰範委員。

通告数は 2 問です。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号 1 2 番、荒牧でございます。

2 問ほど質問させていただきます。

まず初めに、町長に、事業の検証をすべきではないかということで質問いたします。

時の流れ・環境は変化するもので、町も、現在行っている事業が、現況に沿っているか検証しつつ、進んでいかなければなりません。

例えば、森林セラピー事業は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」によると、年間 600 人、昨年実績は、1,000 人程度の体験者があるそうですが、1 日当たりが、3 人にも満たず、かつ、町内在住者の参加率は低く、来町者による宿泊や物品購入が増えたという話も耳にしませんので、当初の説明を聞いたときの目論見とは違っているようです。

また、篠栗駅東側自由通路も初期構想段階より、事業予算が大幅に上がりそうな経過報告であり、数々の規制等で、コミュニティー広場的な建設も難しいようですし、それに加え、役場庁舎が、耐震検査中間報告では、大きく強度が足りないとのことですので、場合によっては庁舎の移転も考えられます。

移転するとなれば、役場とのアクセスを考えた通路の位置や形態が投資額に見合うものでなくなることが考えられます。

やり遂げることや、継続することも大事なことでありますが、時には立ち止まり、場合によっては、引き返すことも必要なき時があると思います。

近年の時流の速さや、急激な環境変化の中で、一度、事業全部をじっくりと見直す必要があると思われませんが、町長いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、まず 1 問目の「事業の検証をすべきではないか」と

いう御質問について私から答弁申し上げます。

町では、現在第5次総合計画に掲げた主要な施策・事業を体系的に、年次別計画として明らかにしながら、当該計画の進行管理と効果的な行政執行の推進を図るために実施計画を作成しております。

実施計画に掲げた施策・事業については、年度ごとに事業評価を実施し、その計画が事業目標にあったものとなるよう、毎年見直しを行い、次年度以降の予算編成の具体的な指針の一つとして位置づけているところでございます。

この実施計画の計画期間は3年間とし、議員の御指摘のような社会状況の変化や町民ニーズを的確に反映させ、時代の要請に合ったものへとリニューアルを図るため、毎年度見直しを行う、ローリング方式を取り入れているところでございます。

また事業評価につきましては、それぞれの進行状況や問題点等を担当課が客観的立場に立って評価し、把握することにより、その結果を踏まえて、当該施設事業の再点検を行うとともに、状況の変化に応じて、新たな項目を追加したり、削減するなどを行い、事業の改善・合理化を目指しているところでございます。

ただいまの御指摘につきましては十分肝に銘じて、慎重な判断のもとに緊急性・重要性等を勘案して、住民の理解が得られ、満足していただけるような施策・事業に取り組んでまいりたいと考えております。

少し具体的なお話を申し上げます。

御質問の中で触れられました森林セラピー事業について申し上げますと、平成26年度中に、セラピーガイド料をお支払いになって、森林セラピーを体験された方々が、1,051名でいらっしゃいました。

森の中で、心と体を癒やす森林セラピーですから、一度に大人数で行うことはなじみません。

概ねガイド1名につき、5・6名程度で行っております。

ですから、1,000名というのは町が総合計画の目標にも掲げた大きな数字でございます。

この1,000名の方々がリピーターとなって家族や友人を伴って、休日はもちろん、平日もセラピーロードや登山道を自分たちで思い思いに歩かれていらっしゃいます。

カウンターが設置されている九大の森では、年間2万人を超える方々が御利用になってらっしゃると九州大学演習林から報告をいただいております。

たびたび申し上げますが、森林セラピー基地の認定以降、篠栗町のテ

レビ・ラジオ・新聞雑誌等での取り上げ回数は著しく増加しており、篠栗町の認知度は確実に上昇いたしております。

去る11月15日に開催いたしました森林スポーツフェスタ2015 in 篠栗では、セラピー基地の中を歩いていただく「ノルディックウォーク」や「森林浴ウォーク」など定番となっており、リピーターが多く参加していらっしやいます。

春らんまんハイキングにおきましても、昨年度から新設いたしました九大の森コースへの参加は、平坦な道だということもあって子どもからお年寄りまで、人気のコースとなっております。

議員も来年は是非、「春らんまんハイキング」「森林スポーツフェスタ」の大会当日にお越しになり、にぎわいを実感していただければと思っております。

また、今般、労働安全衛生法が改正され、12月1日から従業員50人以上の事業所は、ストレスチェックが義務化されました。

諸情勢報告の中でも申し上げましたが、企業には働く人の心のケアが求められており、従業員がストレスを抱える前に対策をとること、働きやすい環境をつくることが、同時にコスト削減にもつながっていくことから、積極的なメンタルヘルス対策を求められるようになりました。

従業員がストレスを抱える前の対策に、森林セラピーを取り入れてもらえるよう働きかけをこれから行ってまいります。

既に、地方創生事業の一環として、企業向けのパンフレットを作成しております。福岡市内の企業に配ることとしております。

森林セラピー事業も時代の流れに伴い、これからがスタートとっていい変化を見せていることをここでお伝えいたします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 再質問というよりも確認ですが、先般、去る4日ですか、市内で、その呼び込みのためのイベントをなさるということでしたが、もしよろしければ、結果というか報告、どんな感じだったのかがわかれば、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（阿部 寛治） はい。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 大変寒い1日でしたので、朝11時から開催し5時まで、これは地方創生の交付金に基づいてやった事業でございますが、私どもが期待

していたほどの大きな人数を呼び寄せることはできませんでしたが、平日、企業のサラリーマンが多くいらっしゃる中で、しっかりとパンフレットを配り、そしてまたこれから先のストレスチェック義務化に基づく森林セラピーの意義をお伝えすることは、十分できたと考えております。

詳細につきましてはまた機会を別にしまして、また担当課から報告したいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 寒い中をご苦労様でした。

先般説明していただきました、町の人口ビジョンですが、これどう見ても、自然動態よりも、社会動態の方が大きい。

流入・流出が、そうなったときに、私自身、森林セラピー事業についてノーと言ってるわけではなくて、これから先、森林セラピーでいくら人に来ていただいても、人口をふやすことにシフトしていくべきではないかということでお尋ねしてるんで、その意味では幸い森林を抱えているので、セラピー事業を継承しながらも、リゾート風のコテージみたいな、住宅地・宅地開発をやって人を呼び寄せるような事業にするとか、将来、国の人口が1億を切ろうが8,000万を切ろうが、うちの町だけは3万キープするぞという目標がないとやっぱりいけないと思うんで、その意味からは、この事業は事業として、そうでなくして、人口を呼び込める、定住していただける事業のほうにシフトしていただきたいなというのが一つでありまして、もう一つ、質問の後段の部分の庁舎について触れられませんでした。万が一の震災の時に、何というんでしょう。

対策本部である庁舎、ここがもし倒壊していたとなると、どこで指揮をとるんだという不安もありますし、やはり何よりもかによりも人様の安心安全が町として第一義であろうと思いますんで、それからすると、今跨線橋に、ここで額はあえて申しませんが、表にも大きな額を投入するとなれば、それよりももっと大事なこと役場庁舎の件、例えば今、九大演習林跡地を購入予定ですが、あそこの方に移転を考えて一つの大きなプロジェクトで、あっちで、安心安全の役場づくりをして、その後を考えるというようなことも必要じゃなかろうかなと思うんですが、そのあたり、町長いかがお考えかご答弁申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 役場の耐震性が不十分であるということにつきましては、十分

私どもも承知しております、それについては、どういう方策が1番よろしいかということ、今検討しているところでございます。

ただいまの御意見は、一つの方策の御意見としてお承りしておきたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 参考までに一つの自治体もっている跨線橋、あれもう架け替えは法的にできないんだってことだったんですが、今見たときに、緊急的に補強しないと事故が起こりうるようになったときの、緊急な補強工事というのは、することができるんですか。

もしそれがすることができるのであれば、それも踏まえてひとつ考えていただきたいんですが、いかがでしょう。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 既存の跨線橋の架け替えってことについては、相当の金額をかければ、それは補強というのはできるかもわかりませんが、私どもは、クリエイトとオアシスと、この表側との連絡を非常に密にしたいということでスタートした事業でございますので、その既存の跨線橋を、架け替える、補強するっていうことについては、どれぐらいの試算がかかるか、資金がかかるかっていうことには、詳細はまだ検討しておりませんので、必要とあらばしていきたいと思っております。

またお知らせしたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） しつこいようですが、庁舎っていうのをどうするんだ、最終的な調査報告が出てきた時に、例えば建替えをしなくちゃならないとなったときには、もうよその自治体に比べてうちの財政状況が良好であることはわかってますが、余分な予算がないこともわかってます。

となると、莫大なお金がかかるわけで、そのあたりまで、事業をとめておいたほうがいいんじゃないかなっていう気もするんです。

そのおしりっていうのはどのあたりで判断されるおつもりか、ちょっとお答えいただけますでしょうか。

庁舎の既存でいくのか、その場合によっては建てかえなくてもいけないかもしれないっていう判断をするという時期が。

○議長（阿部 寛治） はい。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 跨線橋の架け替えに伴う駅東側通路の町道化に伴う事業といい

ますのは、これまで数年間ずっと議員の皆様と議論しながら、ここまで進めていった事業でございます。

私どもも、県を通して国土交通省に28年度29年度の概算要求から、個別の要求まで踏み込んでスタートいたしておりまして、それについて、私どもはもう既に国交省に上げている状況でございます。

だからこれをとめて、またゼロにしていくってということについては、総合的な、全体的な判断を、非常に迫られるところでございますけれども、私どもといたしましては、これはあくまでも町道のつけかえでございますので、その後、私どもとしては、この庁舎の耐震工事についても、しっかり検討をしていかなければいけない、あわせて検討していきつつ、取り組んでいかなければいけないと思っておりますので、現在のところ、町道のつけかえ、つまり東側自由通路に伴う町道認定の事業について、そして駅北側、南側の駅前広場の事業については、止めるということについては、今、御意見としてお承りしたのが初めてでございます、今のところ考えていないところでございます。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

荒牧議員。

はいどうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 今、別な事業なんでっていうのはわかったんですが、その庁舎のです。

庁舎はいつごろまでに判断される、本当に災害対策本部が地震で倒壊してたっていうことになるはずい。

詳しい、僕は内容はわかりませんので、町長として、どのあたりまでで判断しなくちゃいけないと思ってるのかっていうのをお尋ねしたい。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 先般、私どもも長期計画等々について全協で御報告いたしました。

その中で、庁舎についてもどうするかっていうことを、私どもも決定しなければいけないわけで、それについてはできるだけ速やかに判断をしてどうするのかっていうことをまた、一つの案として御提示申し上げたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、では2問目。

○議員（荒牧 泰範） 2問目は、教育長にお尋ねいたします。

「幼稚園降園後の利用を可能に」ということで、幼稚園は園児の教育の場であり、

降園後の利用は防犯上の観点からも問題があることは承知しております。

しかしながら、実際の使用状況を見てみますと、迎えにこられた保護者の方々は、子育ての情報交換などで、話に没頭され、園児たちはまだ友達とわかれがたく、一生懸命に遊んでおります。

近年、子育てによる精神障害を患ったりする方がふえる中、保護者同士の交流は防止の一助となりますし、地域づくりの基礎となっていると思います。

また園児にしても、帰ってゲームやテレビに夢中になるよりも皆と遊んだ方が心身ともに健全であると思います。

教育委員会として、そのような場に園を積極的に提供していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

加えて、年次により降園時間をずらし、駐車場不足を補うなど措置がとられていますが多くの方が残っておられ、あの方が路上駐車されることもあるようです。

近隣の遊休地を借りるなど駐車スペースの拡大を図っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

教育長にお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） はい。西教育長

○教育長（西 邦彰） おはようございます。

荒牧議員の「幼稚園降園後の利用を可能に」についての質問にお答えいたします。

現在、町立3幼稚園の降園時刻は14時でございます。

これは幼稚園教育要領に規定されている「幼稚園の1日の教育課程にかかわる教育時間は4時間を標準とする」に基づき、昭和46年に作成した篠栗町幼稚園規則第13条に規定されております。

その中で、始業時刻午前9時、終業時刻午後2時と定めております。

しかしながら、近年は生活様式の変化により、保護者の夫婦共働きの増加や、子育て中の保護者へのリフレッシュ機会の提供とともに、子どもたちに、安全な遊び場所を希望されることが多いことから、現在、町立幼稚園では、降園後に次の2つの子育て支援を行っております。

まず、1点目は、放課後の園庭開放でございます。

幼稚園では、平成13年度から、降園後1時間から2時間の園庭開放を行っております。

これは、保護者の要望により行っているもので、子どもたちが安全な園庭で体を動かして自由に遊ぶとともに、保護者間の子育てについての情報交換の場として活

用されております。

2点目は、平成23年度から3園で行っている預かり保育でございます。

これは、就業中の保護者の子育てを支援するために、各園で午後5時まで幼児の預かり保育を行うものです。

この事業には、幼稚園教諭とは別に、預かり保育専門の支援員を雇用して、安全確保に努めております。

この、預かり保育の本年度の利用者は1日当たり、通年預かりが3園で65名、申し出による一時預かりが22名程度となっております。

この預かり保育終了後は、親子で町立図書館や児童館などを活用されているというところでございます。

次に、駐車場につきましては、御指摘のとおり、時間をずらした登園や降園を保護者の皆様をお願いしているところですが、近隣の住民の方や、通行される方に、御迷惑をかけているという声も聞かれます。

この件につきましても、各幼稚園の保護者会で、限られた駐車スペースの中で、事故や渋滞などが起こらないように御理解と御協力をいただきながら進めているところでございます。

そこで、各園の取り組みの一つといたしまして、園児が小学校入学後は徒歩での通学となることから、特に年長組の保護者の皆様に対しては、体力向上の視点と通学路の確認、そして、安全確保の視点からも、できるだけ徒歩での送迎をお願いしているところでございます。

現在のところ、幼稚園周辺の遊休地の借用や、駐車スペースの拡大につきましては、難しい状況ですので、保護者の皆様に、より一層の理解と協力を得ながら改善策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） いろんな事業やっていただいて大変ありがたいことですが、ただ、先ほどの人口問題じゃないですが、育てやすい町づくりのためには、良い、使いやすい、集いやすい幼稚園があれば、また若い世代の方も入ってきていただけるんじゃないかなと思うんですけど、実際問題、健康づくりのため、通学路確認のために、徒歩による親子でっていうのをおっしゃってますが、現実問題、車社会ですし、暑い日、寒い日ありまじょうし、できれば駐車場っていうのを、マックス用意していただきたいと思います。

その件に関してはすいませんが、用地の賃貸なり、買収ですんで、町長一つ頭をひねっていただきますように要望して終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、質問順位 3 番、大楠英志議員。

○議員（大楠 英志） 議席番号 8 番、大楠でございます。

公共施設の耐震化工事の現状と、老朽化施設の今後の維持管理、長寿命化並びに更新計画をお尋ねいたします。

篠栗町における公共施設の大部分は更新、新築され、現在に至っていると思われ
ます。

町民の生活を支える社会インフラは、上下水道、道路・橋梁などや、庁舎・小中
学校・幼稚園・体育館、クリエイト篠栗・オアシスなど、建築物、いわゆるハコモ
ノなど、多くの施設がございます。

一般的なコンクリートの建造物の耐用年数は約 5 0 年と聞いていますが、老朽化
が進んでる施設もあると考えられます。

まず、篠栗町が管理する橋梁の総数と維持管理の現状をお尋ねいたします。

また、今後、継続して使用していくための、長寿命化計画があると思います。

あわせてお尋ねをいたします。

次に、公共建築物、ハコモノの耐震化工事が行われている現状と、今後の計画を
お尋ねします。

老朽化が進んでる施設の更新計画もあわせてお尋ねをいたします。

今後、公共施設の更新、補修などの費用が、膨らんでいくと考えられますが、施
設を運営するための、維持管理費や施設の利用コスト、借金の返済計画など、町民
にわかりやすく知らせるべきではないでしょうか。

なぜなら、町民の方は、公共施設の維持管理は税金から出ているということに関
心や意識が薄いからでございます。

また、公共施設の利用料は、行政サービスの観点から、利用料金に直接的に反映
されていないため、わかりにくいという一面もあります。

以上のようなことから、町民の方に情報を広報等でわかりやすく知らせるべきだ
と考えます。

篠栗町には多くの公共施設がありますが、更新時の建設費など、実態を把握して、
2 0 年 3 0 年先を見越した計画が必要ではないでしょうか。

町内のハコモノの長寿命化の一案でございますが、町内の建設協力会の方と懇談
した際に、雨漏りなどで補修工事の依頼を受け、屋上に上がり、排水口、ドレーン

を点検したら、ボールや木の葉が詰まっていた。

点検せず発見がおくれると、ちょっとしたことから大きな補修工事となり、施設の寿命を短くするようなことがあるというようなお話をお聞きいたしました。

篠栗町の現状での職員体制では、施設の点検等ができにくく、補修箇所の発見が遅れ、多額の補修費用となる場合がございます。

そこで、ハコモノの点検を施工業者や、町内の建設業者にお願いしてはどうかと考える次第でございます。

このことにつきましては、一考を求める価値があると思いますが、いかがでございますでしょうか。

少子高齢化が進み、財政が窮屈な中、今後のキーワードは、近隣の市町村と連携をとりながら、広域行政を推進することではないかと思えます。

諸施設を有効利用するため、同じような施設を各市町で建設せず、広域利用や多機能型施設利用を進めるべきだと考えます。

町長の所見を求めます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 公共施設の耐震化工事・調査の現状、老朽化している施設の今後の維持管理・長寿命化並びに更新計画についてのお尋ねでございました。

まず、橋梁の総数でございますが、町内には169の橋がございます。

次に、維持管理につきましてですが、平成21年度から、平成24年度にかけて橋長が15メートル以上の橋梁から、順次点検を実施しております。

現在は国の道路橋定期的点検要領が、定期点検を5年に1回の頻度で実施することになったことから、平成26年度から30年度にかけて改めて該当する橋梁点検を順次実施してまいります。

長寿命化につきましては、平成25年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。

本計画におきましては、今後、町内の橋梁の老朽化が進み、維持管理費用が増大することが見込まれることから、全体橋梁の中から、各地域を結ぶ路線や通学路に架かる81の橋を重要橋梁と位置づけ、調査結果に基づく劣化・損傷箇所についての補修内容や施工時期を計画し、各年度における予算の平準化と、橋梁自体の長寿命化を図ることといたしております。

次に、耐震化の現状と計画についてでございますが、幼稚園、小中学校は、平成19年度に耐震化を完了いたしております。

今年度は、庁舎と町民体育館におきまして、耐震診断及び耐震補強設計を行っているところでございます。

ほかに、町営住宅4棟ほか12棟の比較的小規模の老朽化した耐震化を実施していない建築物等がございます。

これらの建物につきましては、今後、現在策定しております篠栗町公共施設等総合管理計画に基づきまして優先的に維持管理、更新もしくは用途廃止の方針を定めてまいりたいと考えております。

次に、老朽化した施設の更新計画についてでございますが、現在のところはございません。

策定中の「総合管理計画」におきましては、町の公共施設全体の将来予測を行い、予防保全型の維持管理による長寿命化を図ることとしております。

なお、11月20日からパブリックコメントを実施し、町民の皆様へお知らせしているところでございます。

今後は、この計画に基づき、期限を定めまして、それぞれの施設ごとの個別の具体的な維持管理更新等の方針を検討してまいります。

なお、今後、個別に策定いたします具体的な、施設の維持管理・更新等の計画につきましては、パブリックコメントの実施、広報等によりまして、広く町民の皆様にお知らせしてまいります。

また、予算決算の広報におきましても、維持更新費用につきましては、よりわかりやすい紙面を検討してまいります。

次に、計画の期間についてでございますが、策定中の総合管理計画の計画期間は平成28年度から、67年度までの40年間と設定しております。

なお、計画のローリングにつきましては、10年間の期ごとに見直すことを基本とするとともに、また上位関連計画や社会情勢の大きな変化、また、歳入歳出の状況や制度の変更など、試算の前提条件における変化が生じた場合におきましても、適宜見直しを行うものとしております。

個別計画につきましても、同様に取り組んでまいります。

施設の点検・管理についてでございますが、ただいま御指摘のとおり、公共施設等の点検や診断を的確に行うことは、建物を維持管理していく上で大変重要でございます。

篠栗町では、策定中の「総合管理計画」にも記載しておりますが、それぞれの施設管理者による日常点検や有資格者による法定点検、また、事故・災害等の緊急点検などの点検の履歴と修繕を行った履歴を含めたデータベースを構築して、それを、将来の維持管理に活用してまいりたいと考えております。

その際、必要に応じまして専門の業者の方の御協力もお願いしたいと考えております。

最後に、施設の広域利用や多機能型施設利用についてでございますが、厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等によりまして、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。

公共施設等の総量につきましては、長期的には抑制する方向で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行ってまいりたいと考えております。

併せまして、御指摘のように広域利用や複合的な利用も検討しながら、公共施設等の、最適な配置を実現していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、大楠議員どうぞ。

○議員（大楠 英志） この篠栗町公共施設のですね、管理計画については、12月議会の開会日に、全協の席上でですね。

この管理計画の説明を受けました。

それで、先にですね、一般質問の通告をしておりましたし、町民の方にですね、今日のこの一般質問の内容をやっぱりわかっていただきたいということがありますので、ダブってですね質問なり、答弁をいただくことがあると思いますが、一応ここで、発言をしとかなないと、広報等で、記載出来ませんので、あえて質問をさせていただきます。

まず、再質問でございますが、橋梁面積、橋梁の本数は、今169本ということで、面積がですね、1万1,207㎡とございます。

耐震化、長寿命化が進んでおるのは、今随時やっていくということでございますが、今、終わっておるのは何割ぐらいが終わっておるのでしょうか。

今後ですね、耐用年数を迎えるですね、全ての建物やインフラ施設、道路橋梁をですね、更新する場合には、10年後の2024年までに累計69億円、40年後の2054年までに、約543億円の更新費用が発生するとございます。

また、これが予防を保全型管理に切りかえて、必要な時期に大規模改修を行い、計画的に施設の長寿命化を図った場合の費用は、2054年まで約350億円が必

要という試算が出ております。

いわゆる、先にですね予防型で、保全、計画を立てて実施すれば、193億円の費用が節約されるということになります。

それで、当然これはもう計画的な、長寿命化を進めるべきだと考えておりますが、この着工というのは、いつごろの時期になるか、アバウトでございますが、答弁を求めます。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（三明 祐治） はい、最初に、どれくらいの進捗率かという御質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもございましたように、今、順次調査を実施しているところでございまして、計画で保全の実施に際しては、当初年度、平成29年度を予定しておりますので、今のところの進捗率はゼロでございます。

調査が進んでいるという認識でよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 財政課長。

○財政課長（立花 博友） 後の質問のほうにお答えいたします。

まだ、計画自体が立ってません。

あくまでも、今、総合的な管理計画でございます。

平成32年度までに、緊急要するところは計画を立てまして、その後ほかの施設につきましても、15年後までに計画を立てまして、順次進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） よろしいですか。

はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 先程のですね、この543億と、保全的な事業をした場合は350億というこの根拠になる数字でございますが、これは、町独自で試算したのか、コンサル等をお願いして出されたものか、ちょっとお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） はい。

財政課長。

○財政課長（立花 博友） コンサルに依頼したところでございます。

福岡県が出しております標準的なものに置きかえまして、町の施設の数と、あと年代別に立っているところをして、一応標準的なところで策定しているところでご

ざいまして、実際に、この数字どおりにいくということではないかと思っておりますので、あと個別に計画を立てて進めてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、

大楠議員。

○議員（大楠 英志） 次の質問にまいります。

管理体制の構築方針でございますが、この管理計画の中にでも、これらの一文が載っております。

専門知識や経験の少ない、施設管理者を対象として、施設の日常的な点検や維持保全について、情報提供や研修を行い、職員の知識向上を図ることが明記してございます。

これが専門知識や経験の少ない、施設管理者を情報提供や研修を行ってまいるところでございますが、町の役場にですね、まず専門職を置くということは、難しいと思っております。

しかも、学校とかですね、そういう、高層建築と申しますか、そこの外壁や屋上の点検に職員を点検をさせるということは不可能と思っておりますので、先ほど、必要に応じて、そういう専門業者の方とも、お願いすることがあるということでございますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それはもう要望事項でございますが、もう一つですね、この優先個別計画というところに、現在問題を抱えている公共施設は優先的に個別計画を策定するとございます。

そこにですね、役場の庁舎、それから町民体育館、篠栗町武道館、先ほどから話があっております町営住宅が列挙してございます。

特にですね、私は思うのは、役場庁舎、町民体育館についてはですね、災害時の避難施設になると思っております。

それで早急な対策が、これは必要じゃないかなと思っておりますし特に庁舎はですね、災害時の本部・司令塔であることからですね。

ここが機能しない、機能されないということになるとですね、町民に大変な混乱を生じますし、災害は大きなものになる可能性がありますので、将来計画を含め、特に、優先順位をですね、そういう危機感を抱かれて、早急な対策、方策が必要ではないかと思っておりますが、町長の見解をいただきたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) まず、前段の御要望について、答弁というわけではございませんが、今般の公共施設の計画を立てるに当たりまして、平成27年4月から福岡市職員OBで一級建築士の職員を雇用して、その中で、専門的な意見を取り入れて、コンサルのいいなりにならないように、私どもの実態をしっかりと踏まえた上で、今回の計画も立てたところでございます。

さらに、必要に応じて専門家の方々の意見も取り入れていきたいと思っております。

また、先ほど御質問でもありましたように、役場の庁舎について非常に御心配ということでございますが、この建物が、すぐに壊れてしまうということでは、ございませんので、その辺のところはよく御理解していただいた上で、お話を進めていただきたい、私どもも進めてまいりたいわけでございますが、新しい耐震という制度の中で、このままの形では、現在の法的には対応するには、相当の補強をしなければいけないと、これについては私どもも、以前御案内申し上げましたが、せっかくの1階のフロアに「横に壁をつくらなくてはいけないような形じゃないと補強できないよ」というような意見も出ておりますので、今後についてはこの建物については、建てかえあるいは外壁の補強をどういう形でするかというようなことを考えなければいけないという案を私どもが申し上げたところでございます。

これについては、私どももしかるべく早急に、そして慎重に、考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) はい、大楠議員。

○議員(大楠 英志) 今、町長から答弁ありましように、今、この庁舎がすぐ崩壊のおそれがあるとか、そういうことではないと、今後、そういう面も考えていきながら、その補強ですか、そういうことに対して検討していくということでございます。

我々もですね、この耐震化対策については、国の基準どおりにすると、篠栗町にあるほとんどの、木造にしてもですね、公共施設にしても、更新が必要ではなかろうかというふうな、勘違いを往々にしてするわけでございます。

やはり、町民に安心と申しますか、変な誤解を与えないようにも、今のような、考え方も広報等でしていただけたら、町民の方も安心されるのではないかと考えておりますので、要望にかえて質問を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいま、一般質問を始めて1時間を経過しました。

ここで、10分ほど、15分まで、暫時休憩を入れたいと思っておりますので、どうぞ。

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長(阿部 寛治) 質問順位 4 番、山田眞士議員。

○議員(山田 眞士) 議席番号 4 番、日本共産党の山田眞士でございます。

今日は二つの質問をさせていただきます。

まず一つに、6月から9月とわたって質問してまいりました、「子ども医療費の無料化を中学校卒業まで実現していただきたい」ということでもあります。

10月に県議会において、医療費の小学校卒業までの決定がなされました。

ただ6月、9月のここでの質問に対して、町長から「まだちょっと具体的な内容が出てないので」ということで、もう少し精査させてほしいということでした。

今回も小学校卒業までの医療費の無料化が県のほうで決定されましたけども、私のほうでも調べまして、もう少し具体的などころはわからないんですけども、この篠栗町も地方創生のあれで人口対策をやろうとしておられます。

その中で今日ちょっと見たんですけど、ここにもですね、将来人口の展望ということで、篠栗は「今後の人口減少克服するために、福岡市を始めとした周辺自治体への流出の抑制や妊娠出産・子育て施策の充実による出生率の向上を図り」と書いてあります。

篠栗町のですね、医療費の問題、義務教育を受けている子どもさんたちの医療費を調べましたら、小学生のときと中学生のときでは、医療費がガタンと落ちてるんですね、中学生なりますと。

ですから県のほうで、小学校卒業までの医療費の無料化を進めていることは私も本当に評価したいと思います。

ですから、これに準じてですね、応じて篠栗町のほうでも中学校卒業まで何とか医療費の無料化を実現していただきたいなと思うんですけども、そのことについて町長に質問をさせていただきます。

○議長(阿部 寛治) 三浦町長。

○町長(三浦 正) はい。

山田議員の「子ども医療費無料化を中学卒業まで」というご質問についてお答えいたします。

まず、県が小学校まで拡充されることが決定いたしましたと言われましたが、最終的には県も3月の議会において、予算の審議を受けて議決され初めて確定するものでございまして、今後とも引続き、制度の改正に向けて、情報の収集に鋭意努め

てまいらなければいけないとっております。本町議会でどこまで助成できるか提案できるよう取組んでいきたいと考えております。

現在、糟屋郡町長会の中で検討しておりますが、その後、担当課長会に下ろして再度詳細を検討していくつもりでございます。

しかしながら一旦助成制度を拡充いたしますと、それ以降は下げることが難しくなりますし、継続的な財源が必要であることも事実でございます。

財政面も慎重に検討しながら、糟屋郡の他町とできるだけ歩調を合わせて決定していくことになろうかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) はい、山田議員。

○議員(山田 眞士) 町長の答弁の趣旨は、私もよく理解してます。

ただですね、先ほどこれを私読ませていただいてですね、例えば人口が増えていくのか減っていくのかとを考えてみた場合に、2060年には人口は、2万9,000人と減っていくということはですよ、私はそれに応じた予算はもう、つくっていくことができるだろうと思うんですね。

そのことと、やっぱり今は子育て世代の人たちはですね、本当に大変ですよ。

税金は上がるわね、給料は上がらないわ、物価は上がる状況の中で、本当にそういう義務教育を受けてる子どもたちをちゃんと育てようとするんですね、本当にそのやっぱりお金がかかる、その中で6月の議会でも申し上げましたけども、産業連関表、これに基づいて、私も統計を取ってもらったんですけども、そのときも申し上げましたけど、その分に使った分は大体1.29倍のあれで、要するに経済を少しよくするという統計が一応でています。

だから私はそういうことも、やっぱり希望を持って期待して、何とか子どもさんの医療費をですね、中学校卒業まで拡充していただきたいなと思っております。そのやっぱり市町村によって、子どもが住む場所によって、医療費が受けられる受けられないという問題は、私はどうかなと思っております。

そういう意味では是非とも中学校卒業までの医療費の無料化に、前向きに取り組んでいただければと思います。

○議長(阿部 寛治) 要望ですか。

ただ今のは要望です。

はい、2問目にいけますか。

どうぞ、山田議員。

○議員(山田 眞士) 次は、「マイナンバー制度について」ですけども、日本年金機

構でも125万件ですか、それから、ベネッセコーポレーションでも1,000万
件の情報漏れがっております。それから東京商工会議所においても1万2,00
0件、住基カードにおいても、そういうなりすましとか盗難が起きております。

そういった中でですね、今回のマイナンバー制度について、私は沢山じゃないで
すけども70、80名くらい、一応聞いてきました。

そうしますとね、二つのことを聞かれるんです。

その個人番号カードは、「申請しなければならないのか、義務なのか、それとも
任意なのか」ということを聞かれました。

それで、『広報ささぐり』を読みますとですね、「申請しましょう」となってる
んですね、「申請しましょう」ということは、私は義務ではないだろうと思いま
すけど、今日はそのことを町長の言葉からですね、はっきりと聞いておきたいん
です。

これは義務なのか、それとも任意なのか。

それで義務か任意か、あるいは希望者だけなのかという言葉で発信していただ
ければと思いますけどいかがでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、マイナンバー制度についてですか。

二つ目も一緒に言ってください。

○議員(山田 眞士) 二つ目はですね、一つは個人番号カードの申請は義務なのか任
意なのかということと、二つ目は、その情報漏れですね、先ほど言いましたけども、
住基カードにおいても、とにかく対策を取ってもまた漏れる、なりすましがあると
いうイタチごっこをしております。

そういった中でですね、住民の方々が情報漏れを非常に心配しておられる。それ
で、私も『ささぐり広報』を読んで、そして12月のも読ませていただきました。
それから政府が出してる広報も読ませていただきました。

そういう中で心配事がですね、このマイナンバー制度扱う事業者側の対策なん
ですね。住民の方々は、もっと分かりやすくですね、その対策を取る方法はないの
かということですね。

例えば、自分に小さな子どもがいるけど彼らの番号をどういうふうに管理して
いくのかと、それは自己責任といえれば自己責任なんですけども、それとか事業者
なんかは、もしその従業員の人マイナンバーを教えなかったらどうするのかとか
いう問題、そういうその防止策に対する冊子をですね、或いは『ささぐり広報』に
載せていただくことはできないだろうかと思えます。

12月の『ささぐり広報』を読みますと、ある程度その対策は取ってあるんです

けども、どうなんでしょうかと思ひまして意見を聞かしていただきたいと思ひます。

町長に求めます。

○議長(阿部 寛治) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 山田議員の2番目の質問についてお答えいたします。

「マイナンバー制度について」2点のご質問がございました。

まず、個人番号カードについてでございますが、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されます個人番号カードでございます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほかe-Tax等の電子証明等にも利用できることとなっております。

まず、「個人番号カードの申請」についてでございますが、これは任意でございますのでよろしくお願いいたします。

現在、町内の皆様に、郵送されております「個人番号通知」に同封いたしております申請案内によりまして、希望される方は、交付申請書を郵送する方法か、パソコンやスマートフォンによる方法で申請いただければ、平成28年1月から交付され、初回の手数料は無料となることとなっております。

次に、「個人情報の情報漏えいに関する住民の皆様のご心配、ご不安の軽減・解消」についてのご質問がございました。まずマイナンバー制度のセキュリティーにつきましては、多様な対策が講じられております。個人情報は、従来どおり各機関で分散管理し、マイナンバーのやり取りにおきましては、直接マイナンバーは使わず、符号を使って連携しておりますので、芋づる式の情報漏えいを防ぐものとなっております。

各機関の間を結ぶネットワークにつきましては、専用回線が用いられ、かつアクセス制限も行われておりますので、限られた者しか使用できないこととなっております。また、成りすましを防止するために、マイナンバーを利用するときは、厳格な本人確認が義務付けられ、顔写真付きの証明書等での身元確認とマイナンバーを確認した上でマイナンバーを取扱うこととなっております。

なお、特定個人情報保護委員会が設置されておまして、行政機関や企業に対して特定個人情報の取扱いに関する監視・監督が行われ、個人情報の違法な使い方を防止するなど、行政と国民との間に入って国民のプライバシーを守る役割を果たしております。

更には、平成29年1月からは、「マイナポータル」のサイトが設置され、自分

のどういった情報が、いつ、どこからどこにやり取りされているのか、それを自分で確認できるようになります。

以上のような、セキュリティ対策が講じられておりますが、住民の皆様の不安の軽減、解消のため、新しい情報などは、広報、ホームページに掲載いたしまして、情報提供をして参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) はい、山田議員、再質問どうぞ。

○議員(山田 眞士) 答弁で、私は「マイナポータル」の言葉が出るとは思ってませんでした。それで、そのマイナポータルに自分の番号が、どこまで使用されてるのかということは確認できます。

ところがですね、これはIDとパスワードがあれば、どこからでも入って来れるんですね。

そういうことに対して、私が聞いた人たちは、そういうふうなところまで、パソコンがあんまり使えるとかという人たちじゃなかったからですね、そこまでのことは質問するのはなかったんですけども、このマイナポータルの件に関しては、非常にそれは使うなど言ってるぐらいなんですね、いろんな本を読んだり情報を調べますと、そうしますと、パソコンに例えばマイナンバーを保管したらいいんじゃないかという人もいました。「いや、それは止めてください」と「必ずそこに侵入されていますよ」と「だからパソコンで保管するのは止めてください」と、私は個人的には言ってるんです。

マイナポータルも同じことなんですね。

だから私は、自分のマイナンバーの経歴を見ることができるかもしれないけど、その途端にウイルスが入って、そこを覗かれるということは十分にある。

そういうことがですね、なかなかこう、パソコンを扱っている人でも理解してもらえないんですね。

だからそういう意味でも、その防止対策はこういうことが考えられる、ああいうことが考えられるなという形ですね、『ささぐり広報』でもいいんですけども出していただければと思います。

そうすればですね、少しは皆さんも自己管理というものをきちんとされていくだろうと思うんですね。

それで町長にもう一度答弁をお願いしたいんですが。

○議長(阿部 寛治) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) ただ今のマイナポータルの件はですね、今度の28年1月ではな

くて、29年1月から導入するという事で国が全国全体的に、全自治体に対して発信したものでございます。

今おっしゃったような疑問、質問に対しては今後、国において私どもも当然それに対する答弁、いろんな意見も申し上げていきますが、今から解消されるものと思っておりますので、見守っていただければと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長(阿部 寛治) よろしいですか。

はい、山田議員。

○議員(山田 眞士) 地方創生によっては、篠栗町は新しいまちづくりをします。

その中で一番謳われているのは安心安全であります。

そのことを優先するならば、その漏えいに関する防止策をもう少し住民の方々の、何て言うんですか、言葉でというか、もう少し出していただきたいなと私は希望して私の質問を終わります。

○議長(阿部 寛治) 質問順位5番、田辺弘之議員。

○議員(田辺 弘之) 議席番号2番、田辺弘之でございます。

本日は、継続的な「公共施設白書」の作成についてお尋ねいたします。

先日の全協と先ほどの大楠議員とは、ダブリも重複するのがありますが、敢えてやらせていただきますのでよろしくお願いいたします。

過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にあり、かつ、人口減少等により今後の公共施設の利用状況が変化していくことを踏まえ、地方創生、人口減少対策を課題とする内閣府のまち・ひと・しごと創生本部による、総合戦略と関連しながら、平成26年4月22日には、「公共施設等総合管理計画の策定要請」があり、各地方自治体ごとに公共施設等総合管理計画を策定していくことを総務省が推進、本格的に全国の自治体が「公共施設」の維持・管理に取り組んでおります。

篠栗町においても町民の方々に意見を求めるため、先月11月4日に町のホームページにおいて「篠栗町まち・ひと・しごと総合戦略(案)」また、「篠栗町人口ビジョン(案)」が掲載、また、その後の11月20日には、「篠栗町公共施設等総合管理計画(案)」が掲載されました。

平成19年に、バランスシートの採用などの財務諸表を作成する自治体会計制度の改革に取り組んだ際にも、多くの自治体が取組みやすい固定資産台帳の整備は、必須とされていない総務省方式モデルを採用する中で篠栗町は基準モデルを採用。

篠栗町の取組みは、先進的であり平成25年6月の甘利大臣発表のPPP及びPFIの抜本改革に向けた四つのアクションプランのうちの四つ目、その他の事業類型の複数施設の包括化では、篠栗町の例が取上げられました。

本年1月、総務省から基準モデルに順守した等質的な基準による地方公会計マニュアルが発表され、平成29年度までに全自治体が統一の地方公会計制度になるようになりました。

右肩上がりの高度成長時代において、公共施設はスクラップ・アンド・ビルド、つまり古くなったら全部取替えて、新しいものに建替えてきました。

しかし、これから全自治体が、人口減少による厳しい財政事情の中、とりわけ、費用がかかるのが公共施設の維持管理です。

「新しくつくる」から「賢くつかう」時代となりました。

公共施設マネジメントの専門家である山本康友首都大学元客員教授は、公共施設に迫る課題として7つの危機を挙げられています。

- 1つ、安全への危機。
- 2つ、一斉老朽化の危機。
- 3つ、合併市町村の重複施設の危機。
- 4つ、財政の危機。
- 5つ、総人口数の減少の危機。
- 6つ、人口構成の危機。
- 7つ、環境の危機です。

これらを踏まえて先進的に取組んできた神奈川県秦野市では、公共施設等総合管理計画を平成21年10月に「公共施設白書」という形で作成。

人口が22年度の17万人から現在の16万8,000人と減少する中、改訂版を平成25年、本年、平成27年に2回にわたって作成し、常に公共施設の維持管理の見直しをしております。

平成25年に作成された平成24年度改訂版においては、「公共施設を全て維持するには、今後40年間で改修費97億円プラス更新費661億円、計758億円が必要であり、50%しか更新しなくても20年で財源が不足するので、公共建物面積を31%削減し、更に大幅な管理運営費削減をしていく」とあります。

最新版でも同様の記載をされております。

また、文部科学省の試算では、今後の公立小中学校の今後30年間の改修・改築経費を過去10年間の年平均8,000億円でを行うためには、

1つ、既存ストックの保有面積を30年間で約35%減少。これは推計人口減少数を適用しております。

2つ、改修・改築時期を築50年で全て長寿命化と改修いたしまして、その後、築80年で改築。更に、公立小中学校を3分の1に統合しなければならないとあります。

これらを踏まえて、現在策定中の「篠栗町公共施設等総合計画」について質問いたします。

1つ、篠栗町において標準的な耐用年数を超える時期に全ての建物やインフラ施設、これは道路、橋梁を更新する場合、どのくらいの費用が発生するのか。

2つ、予防保全型管理に切替えて必要な時期に大規模改修を行い、計画的に施設の長寿命化を図った場合、費用はどのくらいかかるのか。

3つ、公会計による上下水道施設は大規模改修を行った場合、どのくらいの改修が必要なのか。

4つ、「公共施設等総合計画」を継続的に、仮称ですが「公共施設白書」として定期的に改定し、篠栗町の公共施設マネジメントに活用し、維持管理を見直していく予定があるのかをお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長(阿部 寛治) はい、答弁は。

はい、町長。

○町長(三浦 正) それでは、田辺議員の継続的な「公共施設白書」の作成についてというご質問に、まず私から答弁いたします。

過去に建設された公共施設等の更新時期が着実に近づいている現時点におきまして、公共施設の維持管理・更新につきましては、将来も町民の皆さんに安心してこの町に居住し、生活していただくために、常に行政として考えていかなければならない大きな課題であると考えております。そうした意味からもただ今のご質問は、先ほどの大楠議員のご質問と同様、多くの町民の皆様の関心の高い問題であるといえようかと思っております。

ご質問は、継続的な「公共施設白書」の作成について4項目ございましたので、まず3つの質問につきましては、それぞれ担当課長から順次答えまして、4つ目の質問については、私から答弁をしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長(阿部 寛治) はい、では財政課長から。

○財政課長(立花 博友) それでは、1の質問について、まずお答えいたします。

篠栗町における、標準的な耐用年数を迎える時期に全ての建物やインフラ施設を更新する場合の費用についてでございますが、現在策定中の「篠栗町公共施設等総合管理計画」では、標準的な費用単価を基に算定しております。10年後の2024年までに累計約69億円、40年後の2054年までには約543億円かかると予測されます。

次に、2の「予防保全型管理」と呼ばれる、必要な時期に大規模な改修を行い、計画的に施設の長寿命化を図った場合の費用についてでございます。

10年後までには、約73億円と耐用年数での更新と比べ、約4億円多くかかることが予測されますが、40年後までにかかる費用は約350億円と耐用年数での更新と比べ、約193億円低く予測され、公共施設においては、「予防型保全管理」を中心に実施することが望まれております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) はい、続きまして上下水道課長。

○上下水道課長(八尋 正記) 続いて、3番目の企業会計による上下水道施設についての大規模改修を行った場合の費用についてでございます。

策定中の「総合管理計画」では、10年後までに約51億円、40年後までに約213億円と予測されます。

企業会計だけが別に算定されているため、この費用があたかも掛かるように思われますが、現在、個別計画は策定しておりません。

今のところ既存施設につきましては、改良や補強などを想定しております。例えば、屋根の改修工事、耐震工事などであります。

水道施設では、主に第一浄水場・第二浄水場があり、両施設は、昭和46年度、昭和52年度から供用を開始し、現在まで45年、39年が経過しております。

施設の耐用年数を50年と想定しますと、第一浄水場が5年後、第二浄水場が11年後に耐用年数を迎えますので、施設の建替えを検討しているところでございます。

建替えの時期についてでございますが、維持管理を充実し、現施設を耐用年数から更に20年の長寿命化を行い、耐用年数を70年としたいと計画しております。

水道管の更新につきましては、下水道工事の際に、同時に施工できなかった箇所について、年次計画を立て更新工事を実施し、機器類につきましては、日常の点検により長寿命化を図っているところでございます。

下水道管渠につきましては、平成8年度から供用を開始し、現在まで20年が経

過しておりますので、適正な時期に長寿命化を計画する予定でございます。

なお、上下水道事業は共に、収入は使用料によるものがほとんどでございますので、大規模改修、更新計画などにつきましては、慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) では最後に三浦町長。

○町長(三浦 正) それでは私から4番目の「公共施設等総合管理計画」の継続的な改定についてのご質問についてお答えいたします。

大楠議員のご質問の中でも答弁いたしましたように、本計画は40年間と設定いたしまして、10年間の期ごとに見直しを行うことを基本とするとともに、上位関係計画や社会情勢の大きな変化、また歳入歳出の状況や制度に変更など、試算の前提条件における変更が生じた場合においても、適宜見直しを行うものとしております。今後の町の予想人口と人口構成を基に、施設の近隣町との共有など、必要と思われる公共施設の選択をしていかなければならないとも考えております。

また、水道事業など広域化することによりコストを最小限に止め、継続的な安定供給を目指す動きも出ております。多岐にわたる自治体業務を滞らせることのないよう、将来の負担増に向けて、備えと工夫をしっかりと参らなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) はい、どうぞ再質問。

○議員(田辺 弘之) よろしいでしょうか。

まず、公共施設の定義というか、例えば、そこのオアシスだったら、ボイラーを入れて建物か、それとも建物だけかとか、ちょっとニュアンスは分かりにくいと思うんですけども。水道施設にしても、水道の全部の施設を含めて細かい部品まで入れるのか、それとも、入れ物だけかという、そういう定義みたいなものをお聞きしたいんですが。

よろしく申し上げます。

○議長(阿部 寛治) はい、これについては、財政課長からいきますか。

はい、どうぞ。

○財政課長(立花 博友) 今回の計画につきましては、基本的には建物を中心に考えております。中の施設につきましても、老朽化等が発生します。その辺りもやっていくんですが、最終的には個別計画の中で、その辺りは立てていきたいと考えてい

るところでございます。

○議長(阿部 寛治) いいですか。

田辺議員、はいどうぞ。

○議員(田辺 弘之) では、この543億という中には例えばですね、第1浄水場が1番古いですよ。

今回、今年フロキュレーター2,500何十万かですね、あの見積もりとか、非常に高い金額と思うんですよ。だからその上水があれば、プールみたいな施設つくるだけで、上水じゃなくて、あくまでもそういう付属機械とか、それとか、24時間回ってますから、やっぱりモーターだって安くはないと思うし、そのモーターの取替えなんかも大体一般減価償却でいくと、15年から22年になってますけども、45年間モーターは動いてるとか、フロキュレーターどうしてるとか、そういう金額が莫大に掛かっているから、そこら辺りはどうなっているのでしょうか。

これ含まれているかどうか。

○議長(阿部 寛治) はい、上下水道課長。

○上下水道課長(八尋 正記) この総合管理計画におきましては、管類と浄水場の建替えの値段を表したものでございます。

それで今質問されたフロキュレーターなどの機械類・機器類については、この費用には入っておりません。

以上です。

○議長(阿部 寛治) よろしいですか。

はい、田辺議員どうぞ。

○議員(田辺 弘之) やっぱり、そういうものがない浄水場というのは、ただの金魚が泳ぐようなプールだから、やっぱりそこら辺りも考えながらですね、施設の維持・管理というのは、たぶん相当な金額が掛かると思いますので、どうかよろしくをお願いします。

それから、この500幾らでしたかね、543億円とありますが、先ほど言いました神奈川県のア野市では、もうかなり先進的に、これいろんなセミナーでも取り上げられてやっていますけども、この前ですね、ア野市は、金額的にですね、この900何十億かと全部建替えた場合でも、その考えた場合ですね、ア野市は、篠栗町に比べて小学校が4.3倍、中学校が4.5倍、人口もですね、今さっき言いましたようにかなりの数があつて、金額は倍までいかないというんであつて、だから、これはですね、今さっき言われたように標準的な金額で見積もられたということで、

それから、いろんな検討をしながらですね、やっぱりこわれるまでこれはやるに、果たしてこの10年間というですね、期間はどうかということを考えるんですけども、見直す期間ですね、どうでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、財政課長。

○財政課長(立花 博友) 田辺議員がおっしゃりますように標準的なタイプで出します。福岡県がある程度出しているモデルを参考に出た数字でございます。若干言われるように高いかと思いますが、最終的に個別計画を立ててまいります。15年の間に全ての個別計画は出るところで、緊急要するところは5年以内っていう形をとっております。

その中に、実際にかかるところを精査していきながら、全体的な枠をもう一度確認してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) はい、どうぞ田辺議員。

○議員(田辺 弘之) 新会計なりまして減価償却という考え方もあって、この固定資産台帳みたいなのは、建物に関しては篠栗町はあるのでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、財政課長。

○財政課長(立花 博友) 現在、公会計の方を、うちの方で平成19年から取組んでおります。その中で資産台帳をつくりまして、毎年の工事等はその中で修正を入れながら、現在、ここ何年かやってきてるところでございます。

個別の計画を策定する際には、その分も十分に活用いたしまして、これからやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) はい、田辺議員。

○議員(田辺 弘之) これにはまだ反映されていないとか、これから個別でいろんなことをやられるんですね。だからこれはあくまでも案であって、けど基本的には、これを提出されるわけでしょう。

○議長(阿部 寛治) はい、財政課長。

○財政課長(立花 博友) あくまでも全体的な計画でございます。

これを基に各個別計画の中で、それぞれの部の反映させてまいりたいと考えております。

どうしても「ある程度の標準的なタイプでやった場合は、これほどかかります。」ということで、町が今からやっていく方針としては、そのときに取り壊して

建て直すという工事じゃなくて、長寿命化をもって先延ばししながら、順次いろんなものを変えていくという方策を、一応この計画の中でたてるというところがございます。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) はい、田辺議員。

○議員(田辺 弘之) 桁が違うお金ですので、本当に綿密にやって、例えば一番進んでいる埼玉なんか、埼玉の公共白書はですね、800ページ以上あるんですけども、そこで住民がですね、分かりやすいワークショップをやりながら、皆さんでどうやっていこうと、埼玉は政令都市ですので100万を超えてますけども、やっぱり篠栗町でもやっぱこういう形をですね、こういう形というか、公共白書的なものをですね、皆さんで話合って、これから先をどうするかということは継続的にやっていただきたいと思います。

最後に要望ですが、この間、全協で見せてもらいました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、これ非常によくまとめられて分かりやすい、ホームページのこの総合管理計画の概要がありました。目次みただけで、これから先、分かりやすいように住民の皆様本当に一番大切な部分ですので、これを利用して短いスパンでやっていただきたいと思いますのでどうかよろしくお願いします。

以上です。

○議長(阿部 寛治) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これを持ちまして散会といたします。

散会 午前11時53分

平成27年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月11日(採決)

平成27年 第4回 定例会 会議録

日時 平成27年12月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園長	阿 部 正 博	産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) 皆さん、おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月7日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載してあります議事日程のとおりでございます。

では、日程に従い議事を進めていきます。

日程第1、議案第63号「篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第63号 篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例の制定について。

本議案は、九州大学演習林用地の一部を購入した土地において、篠栗北地区産業団地を整備するにあたり、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

審査の中では、一般会計とは別に特別会計を設置することは会計上どのようなことを意味するのか等の質疑に対し、一時的に一般会計の予算額が突出した形になることを防ぐなどの説明がありました。

なお、この条例は、公布の日から施行いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第64号「篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第64号 篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、本町の組織を改めることにより、新たな行政課題や多様化する住民のニーズに即応し、住民満足度の高い行政サービスの提供が可能な組織とするため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

また、収納課の新設により篠栗町議会委員会条例の一部改正、組織再編により篠栗町職員定数条例の一部改正も併せて行うものです。

改正の主な内容は、町の債権の管理徴収に関する事務を新設した収納課に一元化し、こども育成課の教育委員会部局への異動並びに財産管理に関する事務を財政課から総務課へ移管を行うものです。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第65号「篠栗町債権管理条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第65号 篠栗町債権管理条例の制定について。

本議案は、行政組織の改編による収納課の新設に伴い、徴収業務を一元化するに当たり、今まで各所管課において管理してきた債権についても一元的に管理する必要があるため、本条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

この条例の目的は、町の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資することとであります。

主な内容として、債権は大きく分けて強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権という3種類の債権に分類されますが、この債権管理条例は、その性質の異なった債権すべてに適用できる条例となっているものであり、また、今までは各所管課のそれぞれの条例を適用していたところですが、そこに明記されていない事項については、この債権管理条例を適用するものであります。

さらに、公債権の延滞金に当たる私債権に適用される遅延損害金や債権放棄についても明記しており、債権を一元的に管理できる条例となっております。

また、本条例の制定に伴い篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例及び篠栗町立幼稚園条例の一部改正も併せて行っていることを申し添えます。

なお、本条例は、平成28年4月1日から施行され一部に特例があります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第66号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) おはようございます。

報告いたします。

議案第66号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、本町が加入している福岡県介護保険広域連合の事業計画に基づき、本条例に規定する附属機関として「篠栗町地域包括支援センター運営協議会」を追加し、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

改正の内容は、これまで広域連合に設置していた地域包括支援センター運営協議会に報告していた事務を、篠栗町地域包括支援センター運営協議会にて行うものです。

なお、この条例は、公布の日から施行します。

審査の中で、篠栗町地域包括支援センター運営協議会の構成委員と内容について委員から質疑が出され、執行部からは、協議会の委員は8人以内で組織し、構成委員は介護保険被保険者、保健・福祉及び医療関係者の代表者や、地域ケアに関する学識経験を有する者を町長が委嘱。

また、協議会の所掌事務は、センターの設置、運営及び地域包括支援に関すること、との回答がありました。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑はなしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

よって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第67号「篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第67号 篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されたこと及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、当該条例である篠栗町税条例の一部を改正するものであります。

その内容として、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から納税者の申請に基づく徴収猶予及び換価の猶予制度について所要の見直しを行うものですが、その際、地域の実情が様々であることを踏まえ、一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定めることとされたものであります。

具体的には、猶予する際の条件として、担保を要しない金額を50万円以下、担保を要しない期間を3か月以内、申請書訂正期間を20日以内とし、条例に明記するものであります。

なお、本条例は、平成28年4月1日から施行され、一部経過措置が設けられています。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治)ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第68号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) はい、報告いたします。

議案第68号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が平成28年1月1日に一部施行されるに当たり、個人番号の再交付手数料を800円と定めるもの、並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）が平成28年1月1日に一部削除されるものに当たり、住民基本台帳カードの交付手数料の事項を削除するものです。

なお、本条例は、平成28年1月1日から施行します。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの報告で、個人番号カードのカードが抜けておりますので、付け加えておきます。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 68 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 69 号「篠栗町立栗の子保育園の民営化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第 69 号 篠栗町立栗の子保育園の民営化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本議案は、篠栗町立栗の子保育園が平成 28 年 4 月 1 日から民営化されることに伴い、関係条例を整理する必要があるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

本議案により整理する関係条例は、廃止する条例として、(1) 篠栗町立保育園設置条例 (2) 篠栗町立栗の子保育園民営化検討委員会条例 (3) 篠栗町立栗の子保育園運営法人選考委員会条例の 3 条例であります。

また、一部改正を行う条例は、(1) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (2) 篠栗町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例 (3) 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の 3 条例であります。

以上が、篠栗町立栗の子保育園の廃止に伴い、整理が必要となる条例であります。

なお、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 一部改正の 1 番目ですか、財産の交換、譲渡云々という、どの部分が変わったかちょっと教えていただけますか。

○議長(阿部 寛治) 分かりますか。

はい、委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 2 番の篠栗町財産の交換、譲与、無償貸与等に関

する条例ということでございますが、譲与に関しましては、現在の栗の子保育園の建物でございます。

無償貸与に関しましては、町立栗の子保育園の土地のことでございます。

○議長(阿部 寛治) いいですか、はい、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) どの部分が改正になったかをちょっと教えていただければ、もしあれだったら、所管課長から教えていただくと。

○議長(阿部 寛治) 所管の課長、分かりますか。

○こども育成課長(井上 伸一) こども育成課長でございます。

荒牧議員のご質問にお答えいたします。

今回、本条例におきまして、一部改正する部分につきましては、第3条、普通財産は次の各号の1に該当するときは、これを譲与し、または、時価よりも低い価格で譲渡することができる部分の第1号の内容でございます。

次に、同じく第6条、物品に関する規定におきます第1号の内容につきまして、一部改正を行うものでございます。

○議長(阿部 寛治) 荒牧議員、今の答弁でいいですか。

はい、どうぞ。

○議員(荒牧 泰範) 申しわけないんですが、この廃止に伴い、どうしてそれを変えなくちゃいけないかっていう部分を知りたいので、そこを教えてくださいませんか。

○議長(阿部 寛治) 今の質疑に対して、こども育成課長。

○こども育成課長(井上 伸一) ただいま、ご説明差し上げました条文について、内容、文言等について具体的にご説明を申し上げます。

3条、これは普通財産の譲与等に関する規定でございますが、第1号、ここには、他の地方公共団体その他公共団体において、公用もしくは公共用または公益事業という規定がございますが、この中に、次の文言を追加するものでございます。文言の内容は、「または公共的団体」という言葉を追加いたします。

第6条におきましても、第1号中、「もしくは公共的団体」という言葉を追加するものでございます。

○議長(阿部 寛治) はい、どうぞ荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 今までも消防会館とか社会福祉協議会に対してとか、その貸与はあって、今回の場合、どうしてどの部分を変えなくっちゃいけないかっていうのをちょっと疑問に思ったんで聞きたいんで、そこを教えてくださいませんか。

○議員(荒牧 泰範) 結構です。

○議長(阿部 寛治) 次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第70号「平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第70号 平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について。

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,464万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ97億8,016万7,000円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金、保育所運営費国庫負担金4,624万4,000円、県支出金、保育所運営費県費負担金2,312万2,000円、地方交付税のうち特別交付税3,950万5,000円をそれぞれ増額補正するものです。

歳出の主なものにつきましては、民生費において、障害児保育事業補助金1,065万6,000円の増額、児童運営費委託料9,217万円の増額。

衛生費において、インフルエンザ予防事業委託料437万6,000円の増額。

教育費において、勢門小学校教室の改修工事336万7,000円の増額。

諸支出金において、後期高齢者医療特別会計への繰出金233万9,000円の増額です。

また、歳入では消防費、教育費の幼稚園費において財源更正を行っております。

債務負担行為においては、包括業務委託平成28年度から30年度まで限度額7億5,000万円、公共施設ガス供給業務平成28年度限度額1,395万6,000円、庁舎環境衛生管理業務委託平成28年度限度額93万3,000円、納税通知書ブッキング業務委託平成28年度限度額114万4,000円と設定しております。

地方債においては、消防小型ポンプの購入による施設整備事業債限度額160万円、城戸内住地区の農地等による災害復旧事業債限度額40万円と設定しております。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第71号「平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第71号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について。

本議案は、平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ6,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,862万4,000円とするものです。

歳出では、療養給付費を1,040万円追加するものと、高額療養費を5,100万円追加するもので、歳入においては、国民健康保険税を3,963万円、国庫支出金を2,055万7,000円、県支出金を121万3,000円それぞれ追加するものです。

債務負担行為においては、レセプト点検業務委託を平成28年度限度額388万

8,000円と設定しております。

詳細については、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第72号「平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第72号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について。

本議案は、平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ233万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億420万5,000円とするものです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定により、233万9,000円を追加するもので、歳入では、保険基盤安定繰入金と同額追加するものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第73号「平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。
今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第73号 平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について。

本議案は、既定の予算第3条予算の支出に71万4,000円を減額し、第3条予算の支出総額を7億8,999万円、第4条予算の支出に1万円を追加し、第4条予算の支出総額を4億3,748万5,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億590万2,000円は、損益勘定留保資金など1億590万2,000円で補填するものであります。

補正予算の内容は、起債の償還条件の確定による補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議はありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました、各常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読による字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成27年第4回定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。上程いたしました11議案について、可決いただきましたことに感謝申し上げます。

本定例会の一般質問の中でやり取りをいたしました「篠栗町庁舎耐震診断・改修および篠栗町公共施設等総合管理計画」について少し補足をいたします。

篠栗町庁舎につきましては、新しい国の耐震基準、これは分かりやすくいうと震度6強の地震、阪神淡路大震災の震源に近い地域での地震規模でございます。これが起こった際に耐えられる構造になっているかという判断でございますが、その程度の地震が発生した際には、庁舎の1、2階は倒壊する可能性があることから、耐震補強工事をするか、将来建替えについて検討するか判断しなければならないものであります。平成17年3月に発生いたしました福岡西方沖地震、これは篠栗町においても震度5強でございましたが、この際は、何ら建物の損傷はございませんでした。

決して楽観視して申し上げているわけではございませんが、今にもこの庁舎が小規模の地震で倒壊するのではないかという過大な心配を町民の皆様にご伝えることのないように、冷静に診断結果を分析し、しかるべきときにしかるべき判断をしてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしく願いいたします。

その際、「公共施設等総合管理計画」に定めております、公共施設等の計画的な管理に関する基本的な方針に沿って、2016年度から2055年度までの向後40年間の中で、10年間隔で見直しを行いながら、優先順位を付けて施設更新を進めるというものでございます。

かなり長期的な視点に立った公共施設の見直し計画でございますので、併せてご理解賜りますよう何卒よろしく願いいたします。

さて、昨日「篠栗北地区産業団地開発にかかる事業パートナー選考」のプロポーザルを実施いたしました。申請段階では3企業グループから申請書の提出いただきましたが、最終的には2企業グループのプレゼンテーションお聞きし、現在最終選考をしている段階でございます。年明けには具体的な内容を議会の皆様にお知らせできるものと考えております。

「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目玉として、地方交付税の低減を補うべく、長期的な自主財源確保のための一大事業でございますので、必ずや議員の皆様をはじめ町民の皆様にご期待していただけるようなプロジェクトにしてまいりたいと考えております。

昨年、平成26年議会第4回定例会の閉会挨拶の中で、『平成27年は篠栗町

「地方創生元年」として諸課題に取り組んでまいりたいと考えております。』と申し上げました。そして、今定例会の全員協議会において、でき上がった「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてご説明いたしました。この総合戦略を年内に福岡県を通じて国に提出する運びとなります。

開会日の諸情勢報告の際に申し上げましたが、これからの4年3か月こそ、「地方創生」成功の鍵を握る重要な期間でございます。P D C Aサイクルを有効に使い、当初示したK P Iの達成度を冷静に分析しながら、一步一步着実に事業を進めてまいりたいと考えます。今後とも議会の皆様の進捗チェックと事業推進へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

今年も残すところあと3週間でございます。どうぞ来年も皆様にとって良い年となりますよう祈念申し上げまして、平成27年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。

今年1年どうもありがとうございました。

○議長(阿部 寛治) では、本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成27年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時52分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

古屋 宏治
